

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 8・9 年度において、市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、設計、測量、建設コンサルタント等業務 又は物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその参加資格審査の申請の時期、方法等について定めたので、施行令第 167 条の 5 第 2 項（施行令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

一宮市長 中 野 正 康

第 1 一般競争入札等に参加できない者

施行令第 167 条の 4 第 1 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、一般競争入札等に参加することができない。

- (1) 国税又は地方税を納付していない者。ただし、納付義務のない者については、この限りでない。
- (2) 建設工事については、建設業法第 3 条に基づく建設業の許可を受けていない者
- (3) 建設工事については、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）等を受けていない者
- (4) 建設工事については、次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (5) 設計、測量、建設コンサルタント等業務及び物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の契約については、営業又は販売に関して必要とされる営業許可・登録等を受けていない者
- (6) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事項を記載した者

第 2 建設工事の契約に係る一般競争入札等参加者の資格

- 1 建設工事の契約に係る一般競争入札等に参加することができる者は、別表第 1 に定める発注工事の種類に応じた許可業種で、「経営事項審査」対象建設工事の業種の審査により決定された者とし、必要な等級に格付し、それぞれの区分に応ずる工事の一般競争入札等に参加す

ることができるものとする。ただし、災害復旧工事等緊急又は短期間に完了する必要がある工事、特定の機械又は技術を必要とする工事、その他特に必要と認める工事については、当該等級の区分に応ずる工事以外の工事の一般競争入札等に参加を認めることができる。

- 2 等級の格付けは、「経営事項審査」の結果（建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値）に従って行うものとする。

第3 設計、測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札等参加者の資格

設計、測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札等に参加することができる者は、次に定める資格審査項目について審査し、決定する。

- (1) 年間平均実績高（直前2年の各営業年度における年間平均実績高）
- (2) 自己資本額
- (3) 有資格者数
- (4) 営業年数

第4 物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の契約に係る一般競争入札等参加者の資格

物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の契約に係る一般競争入札等に参加することができる者は、次に定める資格審査項目について審査し、決定する。

- (1) 直前決算の製造、販売等年間売上実績高
- (2) 経営規模
 - ア 自己資本額
 - イ 常勤職員の数
- (3) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数

第5 入札参加資格審査の申請

一般競争入札等に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより入札参加資格審査の申請をしなければならない。

1 建設工事、設計、測量、建設コンサルタント等業務

一般競争入札等に参加する資格の審査を受けようとする者は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の入札参加資格申請システム（以下「電子調達システム（CALS/EC）」という。）により入札参加資格審査の申請をしなければならない。

(1) 申請受付期間

ア 定時受付

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日

及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時から午後8時まで

(2) 別送書類

ア 提出する書類

(ア) 一宮市に提出する書類

別表第2のとおり

(イ) 代表審査自治体に提出する書類

別表第2のとおり

イ 提出期限

(ア) 定時受付

データ送信日から7日以内必着。

ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日(火)必着。

(イ) 随時受付

データ送信日から7日以内必着。

※上記の提出期限の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とする。

ウ 提出先

(ア) 一宮市

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 総務部契約課 工事契約グループ

(イ) 代表審査自治体(システムで自動的に決定)

申請データ送信完了時に出力される「別送書類送付書」で確認すること。

(3) 「電子調達システム(CALS/EC)」のポータルサイトのアドレスは下記のとおりであり、当該ポータルサイトより電子調達システム(CALS/EC)の利用が可能である。

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(4) 問い合わせ先 一宮市総務部契約課 工事契約グループ Tel: 0586-28-8631

2 物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等

一般競争入札等に参加する資格の審査を受けようとする者は、あいち電子調達共同システム(物品等)の入札参加資格申請システム(以下「電子調達システム(物品等)」という。)により入札参加資格審査の申請をしなければならない。

(1) 申請受付期間

ア 定時受付

令和8年1月5日(月)から令和8年2月16日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和8年4月1日(水)から令和10年2月15日(火)まで(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時から午後8時まで

(2) 別送書類

ア 提出する書類

(ア) 一宮市に提出する書類

別表第3のとおり

(イ) 共通審査自治体に提出する書類

別表第3のとおり

イ 提出期限

(ア) 定時受付

仮受付日から7日以内必着。

ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着。

(イ) 随時受付

仮受付日から7日以内必着。

※上記の提出期限の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とする。

ウ 提出先

(ア) 一宮市

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 総務部契約課 用度・検査グループ

(イ) 共通審査自治体（電子調達システム（物品等）で自動的に決定）

申請データ送信完了時に出力される「別送書類送付書」で確認すること。

(3) 「電子調達システム（物品等）」のポータルサイトのアドレスは下記のとおりであり、当該ポータルサイトより電子調達システム（物品等）の利用が可能である。

<https://www.buppin.e-aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=initDisplayForPub>

(4) 問い合わせ先 一宮市総務部契約課 用度・検査グループ Tel：0586-28-9027

第6 入札参加資格審査申請事項の変更

1 入札参加資格審査申請をした者は、次に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに次項若しくは第3項に定める方法により変更の手続を行わなければならない。

(1) 商号又は名称（支店及び営業所を含む。）

(2) 所在地及び電話番号（支店及び営業所を含む。）

(3) 許可及び登録に関する事項

(4) 資本金（法人に限る。）及び代表者（代表者から権限の委任を受けた者を含む。）

(5) 個人から法人への変更

(6) 合併等による事業の承継

2 建設工事、設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請をした者は、前項に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに「電子調達システム（CALS/EC）」により変更の手続を行わなければならない。

3 物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の入札参加資格審査申請をした者は、第1項に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに「電子調達システム（物品等）」により変更の手続を行わなければならない。

第7 入札参加資格の有効期間

1 定時受付分

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2 随時受付分

入札参加資格決定の日（名簿登載日）から令和10年3月31日まで

第8 その他

市長は、入札参加資格の審査に際して必要があるとき、申請者に資料等の提出を求めることができる。

別表第1（第2関係）

発注工事の種類に応じ入札参加できる許可業種

発注工事の種類	左の工事種類に対する許可業種
一般土木工事	土木工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道施設工事	水道施設工事業
下水道施設工事	水道施設工事業 土木工事業
一般建築工事	建築工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
電気通信設備工事	電気通信工事業
電気設備工事	電気工事業
給排水衛生設備工事	管工事業
冷暖房空気調和設備工事	
防水工事	防水工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業
塗装工事	塗装工事業
道路区画線工事	
解体工事	解体工事業
さく井工事	さく井工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
道路標識等設備工事	とび・土工事業
消防設備工事	消防施設工事業 管工事業
造園工事	造園工事業
その他工事	それぞれの工事の種類に必要な許可業種

別表第2（第5関係）

建設工事、設計、測量、建設コンサルタント等業務 入札参加資格審査申請別送書類一覧

○印は、必要な添付書類を示す

提出書類	提出先				摘要
	建設工事		設計、測量、建設コンサルタント等業務		
	一宮市	代表審査自治体	一宮市	代表審査自治体	
別送書類送付書	以下の添付書類が必要な場合のみ、提出すること。				
履歴事項全部証明書				○	【法人の場合のみ】
代表者の身元(分)証明書				○	【個人の場合のみ】 本籍地の市区町村長が発行する証明書（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し(両面)）
代表者の登記されていないことの証明書				○	【個人の場合のみ】 法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能
国税納税証明書 【法人の場合】 法人税、消費税及び地方消費税 【個人の場合】 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税		○		○	【法人の場合】 その3の3 未納のないことの証明 【個人の場合】 その3の2 未納のないことの証明
愛知県税納税証明書 【法人の場合】 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税及び自動車税種別割 【個人の場合】 個人事業税及び自動車税種別割		○		○	【愛知県に納税義務がある者】 代表審査自治体が愛知県でない場合、左記税目の納税証明書(未納の税額がないこと用)を提出すること。 ただし、代表審査自治体が愛知県の場合、電子申請時に入力した課税番号で愛知県が確認するため提出書類は不要 【愛知県に納税義務がない者】 「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式1)」を提出すること。
一宮市税納税証明書 【法人の場合】 法人市民税、固定資産税 【個人の場合】 市県民税、固定資産税	○		○		【一宮市に納税義務がある者のみ】 ※申請日の直前年度分(法人市民税は直近の事業年度分)

社会保険(健康保険及び厚生年金保険)届出を確認できる書類	○				【最新の経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」の者のみ】 次の(1)～(6)のいずれかの書類を提出すること。 (1)直近1月分の社会保険料の領収書の写し (2)健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し (3)標準報酬月額決定通知書の写し (4)社会保険料納入証明書 ＜新規加入のため納入実績がない場合＞ (5)健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控え)の写し ＜届出義務がない場合＞ (6)社会保険等の届出義務がないことの申出書(別紙様式2)
雇用保険届出を確認できる書類	○				【最新の経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄が「無」の者のみ】 次の(1)～(4)のいずれかの書類を提出すること。 (1)労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控え)の写し及び次の(ア)・(イ)のいずれかの書類 (ア)直近の雇用保険料の領収書の写し(分割納付の場合は直近の1回分) (イ)労働保険料等納付済額証明書 ＜労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合＞ (2)労働保険事務組合発行の労働保険料等の領収書の写し ＜新規加入のため納入実績がない場合＞ (3)雇用保険適用事業所設置届(事業主控え)の写し ＜届出義務がない場合(別紙様式2別表参照)＞ (4)社会保険等の届出義務がないことの申出書(別紙様式2) ※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出してください。
資本関係又は人的関係に関する書類	○		○		【一定の資本関係又は人的関係にあたる者がいる場合のみ(別紙様式3基準参照)】 資本関係又は人的関係に関する申告書(別紙様式3)を提出すること。

※添付書類の証明書(在留カード及び特別永住者証明書を除く。)は、入札参加資格申請日において発行日より3か月以内のものに限る(写し可)。

別表第3（第5関係）

物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等 入札参加資格審査申請別送書類一覧

○印は、必要な添付書類を示す

提出書類	提出先		法人	個人
	一宮市	共通審査自治体		
1 別送書類送付書	○	○	申請データ送信後印刷したもの ※団体審査で一宮市に納税義務がない場合は提出不要。一宮市が共通審査自治体の場合は提出必要。	
2 履歴事項全部証明書　【写し可】 ※3か月以内発行のもの		○	法人の場合のみ	
3-1 国税納税証明書　【写し可】 ※3か月以内発行のもの		○	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3　未納のないことの証明）	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2　未納のないことの証明）
3-2 愛知県税納税証明書　【写し可】 ※3か月以内発行のもの ※愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙様式1）」を提出 ※共通審査自治体が「愛知県」のときは、書類の提出は不要		○	法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用） ※県内に本社、支店等がある場合は必要	個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）
3-3 一宮市税納税証明書【写し可】 ※3か月以内発行のもの ※一宮市に納税義務のある者のみ	○		法人市民税納税証明書（申請日の直近事業年度分） 固定資産税納税証明書（申請日の直前年度分）	市県民税納税証明書、固定資産税納税証明書（申請日の直前年度分）
4 身元(分)証明書　【写し可】 ※3か月以内発行のもの ※禁治産又は準禁治産の宣告・後見の登記・破産宣告等の通知を受けていない事項が記載されているもの		○		本籍地の市区町村長が証明したもの（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））
5 登記されていないことの証明書【写し可】 ※3か月以内発行のもの ※後見登記ファイルに成年被後见人・被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの		○		法務局・地方法務局〔本局〕の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能

※上表に表記のある「3か月以内発行のもの」とは、「仮受付日から前3か月以内若しくは仮受付日以降に発行されたもの（在留カード及び特別永住者証明書を除く。）」をいいます。

愛知県税の納税義務がないことの申出書

次の愛知県税について納税義務はありません。

- ・法人事業者の場合：「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税」及び「自動車税種別割」
- ・個人事業者の場合：「個人事業税」及び「自動車税種別割」

あいち電子調達共同システムによる
入札参加資格審査申請先団体の首長 殿

令和 年 月 日

所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

代表者役職・氏名 _____

社会保険等の届出義務がないことの申出書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

次の理由により健康保険・厚生年金保険、雇用保険の届出義務のないことを申出します。

☐ 【健康保険・厚生年金保険】

- ☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であるため
☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため
☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関()に問合せを行い判断しました。

☐ 【雇用保険】

- ☐ 役員のための法人又は個人事業主のための事業所であるため
☐ 使用する労働者全てが、別表の「区分： 」の「被保険者とならない者」
に該当するため
☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関()に問合せを行い判断しました。

別紙様式 3

資本関係又は人的関係に関する申告書（新規・変更）

令和 年 月 日

（あて先）一宮市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

資本関係又は人的関係のある者について、次のとおり申告します。

1. 資本関係のある者について

① 自社にとって親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。以下同じ。）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

② 自社にとって子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの。以下同じ。）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

③ 親会社等を同じくする子会社等との関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

2. 人的関係のある者について

【役員の兼任に関する事項】

役職名	フリガナ 氏名	兼任先の フリガナ 商号又は名称	兼任先の 建設業許可番号	兼任先での 役職	備考

<記載上の注意>

※1 自社と資本又は人的関係がある者について記載すること（申告書の提出が必要な事例を参照してください。）。

※2 親会社等は全ての業種を記載の対象とし、持株会社等（個人を含む。）についても記載すること。子会社等は一宮市が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。※3 役員の兼任に関する事項は一宮市が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。

役職名には、代表取締役、取締役、執行役、業務執行社員、理事、管財人など該当する役職を記載すること。

※4 申告した内容に変更が生じた場合は、本様式に変更後の自社と資本又は人的関係がある者全てを記載のうえ提出してください。なお、全て解消された場合は、備考欄に「〇年〇月解消」と記載して提出してください。